

戦争と裁き —— オーストラリア裁判と被告人

内海愛子 (大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター)

宇田川幸大 (一橋大学)

はじめに

占領下、戦犯にたいする社会の眼差しは、「文明の敵」「人類の敵」という見方が強く、極東国際軍事裁判（東京裁判）やBC級戦犯裁判の進行とともに、この見方が定着していった。「A級」と「BC級」の区別すら曖昧なままに、戦犯を「文明の敵」などと論ずるメディアや社会の論調にたいして、スガモブリズンに収容されていた戦犯たちは裁判の実態を伝えようと、裁判の実態調査を行い、手記をまとめていた。独立後、スガモブリズンが日本の管理下に移った後は、新聞・雑誌などへの投稿や、手記集の出版など積極的な活動を行っていった（巣鴨法務委員会編『戦犯裁判の実相』1952年、謄写印刷、1981年に槇書房から復刻、茶園義男・重松一義『補完戦争裁判の実相』不二出版、1987年など）。彼らの訴えや語りは、裁判のイメージを形作る上で大きな役割を果たした。

日本が主権を回復した1952年4月28日以降、当事者たちの釈放運動とも関連して、戦犯への見方は「不当な裁判の犠牲者」へと変わっていった。その一つが大橋武夫法務総裁通牒である。戦犯を国内法上の犯罪人とは扱わないことを関係省庁に通牒したのである（1952年5月1日）。テレビドラマ『私は貝になりたい』（橋本忍脚本・岡本愛彦監督、のちに加藤哲太郎原作が入る）がつくりだした戦犯イメージも大きな影響を与えていた。「人類の敵」から「犠牲者」へと戦犯イメージが大きく変わっていった。こうした1950年代の議論は、戦犯当事者や関係者の記録、手記が中心になっていた。

連合国が、裁判記録を本格的に公開するのは1970年代以降である。裁判記録には戦犯当事者たちが語らなかった「罪状」が詳細に記載されていた。それは「不当な裁判」「犠牲者」というこれまでの議論に疑問を抱かせるものだった。今日では、裁判当事国が裁判記録を公開しており、国会図書館、国立公文書館でもその一部は閲覧できる。2000年代に入るとこうした資料に基づくBC級戦犯裁判の著作が発表されるようになる（林博史『BC級戦犯裁判』岩波新書、2005年、同『戦犯裁判の研究—戦犯裁判政策の形成から東京裁判・BC級裁判まで』勉誠出版、2010年、永井均『フィリピンBC級戦犯裁判』講談社選書メチエ、2013年、戸谷由麻『不確かな正義—BC級戦犯裁判の軌跡』岩波書店、2015年など）。筆者たちもまた、戦犯裁判の記録を積極的に収集・分析してきた（内海愛子『キムはなぜ裁かれたのか—朝鮮人BC級戦犯の軌跡』朝日選書、2008年、内海愛子・宇田川幸大・カプリオ マーク編集・解説『東京裁判—捕虜関係資料』現代史料出版、2012年など）。

しかし残された課題もある。なかでも戦犯、特にBC級戦犯自身の体験や議論を検討する作業が不十分なことである。当事者の語りと裁判記録、どちらも裁判の一側面である。戦犯の証言・手記や議論を歴史研究の俎上に載せ、裁判記録には必ずしも現れない、戦犯裁判の一側面、ひいては日本の戦争とそれへの「裁き」が持つ、特徴や問題点を明らかにしてゆく必要がある。これまでも、刑死者、スガモブリズンから積極的に発言してきた戦犯たちの論稿、朝鮮人BC級戦犯については幾つかの研究が出されている（鶴見和子「極東国際軍事裁判—旧日本軍

人の非転向と転向』『思想』1968年8月、内海愛子『スガモプリズン—戦犯たちの平和運動』吉川弘文館、2004年、同『朝鮮人BC級戦犯の記録』勁草書房、1982年など。しかし、これら以外の大多数の人びとについての分析は遅れている。

本稿では、オーストラリア裁判の被告人を対象に、戦犯たちの裁判観、裁判を経て生じた認識を、釈放後までを視野に入れて検討したい。オーストラリアは裕仁天皇の戦犯追及を主張した、最も峻厳な裁きを求めた国の一つであった。オーストラリアでは、日本軍による捕虜虐待への怒りが強く、サンフランシスコ平和条約第16条（捕虜への賠償を定めた条項）に重大な関心を寄せていた（内海愛子「戦後史の中の「和解」—残された植民地支配の清算」成田龍一・吉田裕編『記憶と認識の中のアジア・太平洋戦争—岩波講座アジア・太平洋戦争戦後篇』岩波書店、2015年）。連合国側の厳しい裁きを戦犯がどのように捉えたのかを検討する際、オーストラリア裁判は重要な事例だと考えられる。

読み易さを考慮し、資料引用に際しては旧漢字を現代漢字に変更するなど適宜修正を加えている。執筆の分担は1・3：内海、2：宇田川、「はじめに」「おわりに」は内海・宇田川の共同執筆。）

1. 刑死者の「遺書」が語る裁判

刑死者は裁判をどのように受け止めていたのだろうか。刑死者の遺書をまとめた書が巣鴨遺書編纂会『世紀の遺書』（白菊会出版部、1953年。1984年に講談社から復刻。以下、『遺書』と略記。引用は初版本による）である。

「遺書」で多く見られる裁判への捉え方は、裁判が戦勝国による一方的なものだった、というものである。1946年8月16日、ラバウルで銃殺された後藤大作元海軍主計大尉は、原爆の使用など連合国の戦争犯罪をあげ、なぜ連合国の戦争犯罪が裁かれないのかと問いかけ、「戦争犯罪法は勝者の勝手に作った法律です。法律の名を借りての連合国の復讐であります」と書き残している（『遺書』484ページ）。

「一方的な裁判」を、敗戦の結果として考える者も多い。森本清光憲兵准尉は、上官の命令による行為を裁かれたことについて、「総ては敗

戦国の悲劇だと諦めて呉れ、悲惨な運命にある人間は此の俺ばかりではない」と書いている。森本は、モロタイでの爆撃機搭乗員2人の処刑にかんして「やはり責任は私にあります。処刑された方々には全く可哀想な事であり申訳ない事です」とも述べている。上官である隊長を通じて下された、駐屯地司令部の処刑命令を実施した責任を取ったのである（『遺書』489～490ページ）。ラバウルで刑死した白木仁一憲兵曹長も、「敗戦国民なるが故に一方的な彼等の裁判に従はねばならぬのです」と記している（『遺書』498ページ）。

「戦争犯罪とは何か」を考える時間を与えられなかった者も多かった。原田信行陸軍伍長はラバウルで刑死したが、ラバウルの光部隊でインド人労務者を数百人使っていた。陣地構築中に一人のインド人を殺したという全然身に覚えがない理由で死刑になり、「戦争中これしきのごとで戦争犯罪者なんて実にバカゲタ事であり、実に残念であります」と書いている（『遺書』501ページ）。原田はインド人労務者と書いているがこれは英印軍の元兵士であり、捕虜と思われる。国際法に則って処遇しなければならない捕虜を「労務者」として酷使したことが裁かれたのである。日本は、インド人、中国人、フィリピン人など連合国の軍隊に編入されていたアジア人兵士を捕虜として処遇しなかった。国際法によってその処遇が詳細に規定されている捕虜ではなく、日本軍が自由に使える「労務者」にその身分を変更して使役したのである。村井幸一陸軍中尉は、ウエワクでインド人が農園のレモンを盗んだことから軍律維持のために処刑した。これが戦争犯罪に問われている（『遺書』502ページ）。

収容中の虐待について記した「遺書」も多い。サンダカンの捕虜500人をラノウへ護送中、百十数名を死亡させた罪に問われた山本正一陸軍大尉は、未決のラプアン島刑務所で「凡有る迫害を受けありし処」、移送されたモロタイ島刑務所でも「依然として濠洲軍の凡有る虐待を忍び刑の執行の一日も早からん事を希望ありしも」と記している（『遺書』491～492ページ）。

「遺書」には裁判について詳細に言及したものは少なく、「敗戦のため」「一方的な裁判」「報復」との捉え方である。敗戦後、逮捕、取り調

べの過程で虐待ともいえる苛酷な処遇を受けながら軍事法廷の審理の場に立たされた戦犯たちは、「戦争犯罪とはなにか」を考え、裁判が何を裁いたのか、自分が何の「罪」で死刑となるのか、戦争中の行為を反省し、考えなおす時間もないままに刑死している。

なお、例外的なケースではあるが、裁判にたいする積極的な見解を表明した者もいる。マヌスで刑死した津穂（つあき）孝彦海軍大尉は、残虐行為の原因は「命令権者の無責任な独善的な、人権と法規を無視した、神がかりの観念」にあったと指摘、「報復的な気持ちでこの裁判が行はれなかったとしても、当時の軍隊の命令系統、日本人と白人の物の考へ方、習慣等からして物事の解釈の仕方が異なるので、我に不利となることが生ずるのは止むを得ません」という見解を示している（『遺書』515ページ）。津穂大尉が処刑されたのは1951年6月、敗戦からおよそ6年という歳月を、戦争犯罪とその裁判に向き合ってきたのである。日本軍への批判の視点はその時間のなかで生まれたとも考えられる。

2. 「事件調査票」にみる裁判

国立公文書館が『BC級戦争裁判事件調査票』を公開している。この調査票は、日本弁護士連合会戦犯釈放特別委員会の求めに応じて、巢鴨委員会が配布し、服役者各自が記入したものである。弁護士連合会は1953年、政府の「戦犯釈放特使」を派遣する動きに呼応して、こうした「調査」を実施したのである。調査票の記入項目や構成は時期によって多少変化しているが、審理された事件の内容、事件の真相、弁護の方針、裁判についての申し立て事項などが記載されている。

サンフランシスコ平和条約発効後、連合国が更に戦犯を追及することを中止し、日本政府の勧告に基づいてスガモの戦犯たちの「仮釈放」が検討されるなかでの調査である。釈放への期待から、戦犯たちがどこまで「犯罪」事実を正直に記録したのか、その調査内容の読み方が難しい。だが、戦後数年を経た時点で、戦犯たちが戦争中の行為をどのように捉えていたのかわかる資料でもある。資料はいずれも、法務大臣官房司法法制調査部が調製した「戦争犯罪裁

判関係資料」に含まれている。

今回検討したのは、オーストラリア裁判にかんする「調査票」（131人分）である。オーストラリア裁判で裁かれた戦犯は全員で949人（法務大臣官房司法法制調査部『戦争犯罪裁判概要』同調査部、1973年、269ページ）、131人の「調査」はその13%あまりということになる。この「調査票」をもって被告人の意識の全容を描くのは難しいが、現在、利用できる最もまとまった資料でもある。なお「調査票」の氏名欄には、一部の例外を除いて公文書館側の黒塗りが付されているので、以下では氏名の代わりに当時の階級を記載する。

(1) 戦犯裁判の受け止め方

(1)-1 裁判への反発

多くの戦犯に共通してみられるのは、裁判は一方的で自分達は弁明する機会を殆ど与えられなかった、という受け止め方である。ラバウル裁判でインドネシア人兵補とインド人の殺人について追及された元陸軍軍曹は、「この裁判は本当に一方的であつた。被告の発言は全然許さず只々起訴状により裁いたのである」と不満を露わにしている（元陸軍軍曹「戦争裁判に関する調査票」1962年『BC級戦争裁判事件調査票・豪国』国立公文書館所蔵。以下で引用する「調査票」は、全てこの簿冊に所収されている）。

弁護団が効力を発揮しなかったことに不満を持つ者も多い。ある元海軍兵曹長は、弁護人は「形式上」のものか、「連絡員」に過ぎないものだったと記している（元海軍兵曹長「戦争裁判事件調査票」1957年）。こうした裁判観は、収容中に連合国側から受けた虐待の経験と相まって、「戦争裁判は、全く戦勝国民が戦敗国民に対する報復的敵愾心を満足させたものに過ぎない」といった認識に連なっていた（元陸軍通訳「戦争裁判事件調査票」1957年）。

戦犯裁判での連合国側の追及を、日本の敗戦の結果として認識するケースも多い。泰緬連接鉄道建設時の捕虜虐待について責任を問われた元陸軍大尉は、上官から命じられた職務を行うことは、どの国の軍隊でも当然のことであり、「要は敗けたが故の犠牲者です」と述べている（元陸軍大尉「戦争裁判事件調査票」1956年）。

このような認識には、敗戦すると酷い目に遭

うので、戦争には負けてはならない、という考え方に繋がっていく可能性が孕まれていた。例えば、ラバウル裁判で「サンダカン死の行進」について追及された元陸軍中尉は、裁判は冷静さを欠いた一方的なもので、服役中も収容所の所員から虐待を受けたと記し、「戦争にはどんなことがあっても負けてはならない」と結論している（元陸軍中尉「戦争裁判事件調査票」年不明）。

以上のような裁判への否定的態度に拍車をかけた要因として、軍事裁判とは如何なるものかを、日本軍が十分に教育していなかったことが考えられる。軍事裁判の目的は、人権擁護ではなく軍の秩序の維持にあり、元来「一方的なもの」であったといってよい。こうした点が、軍法務官以外の将兵に十分に教育・認識されていなかったのではないかと。

(1)-2 裁判の意義にかんする認識

少数ではあるが、裁判の可能性や意義を指摘する声もみられる。ラバウル裁判で島民虐殺について審理された元海軍兵曹長は、「第三国の裁判官をして裁かれる者の国情（日本の如き命令関係の厳存の意味）を加味した厳正な裁判ならば戦争裁判も禍根を残す源とならない」との考えを記している（元海軍兵曹長「戦争裁判事件調査票」1957年）。「戦争裁判というものは、戦争の惨害を軽減する為の手段として、これを行うことを否認すべきではない」、中立国の人物、もしくは戦勝国と敗戦国の双方から裁判官を選出して合同裁判を行い、列国の認める法律で裁判を行うべきだ、という意見も出されている（元陸軍大将「戦争裁判事件調査票」年不明）。

日本軍の問題点が明るみに出たという見方もある。マヌス裁判で審理を受けた元陸軍憲兵中尉は、裁判で責任回避を行い、下級部隊に不利な証言を繰り返す上級将校の言動に接するなか、「軍人精神」なるもの、真の姿をバクロ」されたと書いている。更に「戦犯裁判に何等かの意義ありとせば、日本の旧軍隊の所謂軍規、統帥、団結、特に上級将校の人間の価値などを露呈してくれた」ことであるとまとめている（元陸軍憲兵中尉「戦争裁判事件調査票」年不明）。

戦犯裁判は、絶対化されていた軍隊秩序の実

態や正当性について、再考を迫る場でもあった。

(2)「戦争—裁判—収容」を経て生じた認識

(2)-1 戦争犯罪の原因にかんする認識

自身の体験に根差した戦争犯罪観を形成する者も現れていた。マヌス裁判で逃亡捕虜の射殺やスパイ容疑者の虐待について審理された元海軍大尉は、「一人でも多く敵をたおす事が我が国を勝利に導く近道であると言ふ様な思想が隊内に横溢しており、冷静に(ママ)捕虜の取扱に対する考慮が浅かつた」と回想、これは「帝国軍人の一般的傾向であつた様にも思はれる」としている。この大尉は、「占領直後の様なスパイ的行為の多い時期に討伐等で捕へた者に対しては一応名前丈でも軍事裁判の方式をとり、捕虜の処置を決定すべきであつたと思ふ」とも記している（元海軍大尉「戦争裁判に関する調査票」年不明）。

軍での教育や国際法理解の問題など、構造的な問題を指摘する者もある。例えば、「江田島の兵学校の捕虜に対する教育が間違つて居たのではないかと思ふ」、「日本軍人が案外国際法に暗らかつたことを附記しておく」、といった声が幾つか垣間見られる（元海軍兵曹長「戦争裁判に関する調査票」1961年、元陸軍中尉「戦争裁判事件調査票」1956年）。

しかし、以上のような考察を記した者は極めて少なかった。戦争犯罪の原因を追究するには、釈放後も含めた長い時間が必要だたのではないだろうか。

(2)-2 「平和主義」と反軍意識の形成

戦争や戦犯裁判の体験は、戦犯が独特な「平和主義」や反軍意識を形成する契機にもなった。例えば、香港裁判で追及された元海軍特務部海軍巡査は、「いざ裁判となり首が危いとなると知らぬ存ぜぬと」言い張った、職業軍人への強い不信感を記している。海軍巡査は、「こんな奴らに指導されていたのかと全くなさけなくなつた」、「現に再軍備が進められているが、そんなものは全く必要ない国賊だ」とまで述べている（元海軍特務部海軍巡査「戦争裁判事件調査票」年不明）。

一方、平和を人類の普遍的な目標として認識した者もあった。ある元海軍主計大尉は、オー

ストラリア軍管理下での「残虐なる処置は裁き人としての資格を失わしめるに足るものと思考さるるも、何れも戦争の憎悪の(ママ)よつてもたらしめるものなるか。平和こそ人間の求むべき最高のものなり」と書いている(元海軍主計大尉「戦争裁判事件調査票」年不明)。

また、戦争や裁判での経験は、自分の子どもは絶対に軍人にしない、という強い感情を生むことにもなった。香港裁判で、抑留者殺害について審理された元海軍中佐は、裁判は公正に行われたと記した上でこう主張する。「戦犯と戦士とは表裏一体をなすものでして戦士には戦犯は附随し従つて戦犯を防がんとせば戦争を拒否せざるを得ず。私は戦犯として服役中、誠心誠意これに服したるも上記の理由により、自分の子息は絶対に軍人にはしません」(元海軍中佐「戦争裁判事件調査票」1957年)。

戦争から戦犯裁判後までの過程には、彼らが戦争や戦犯にたいするリアルな感覚を背景にして、それぞれの立場から平和意識や反軍意識を形成する「きっかけ」が存在していた。

(2)-3 国家や軍上層部についての認識

日本の戦争指導者や、天皇・天皇制についてはどのような認識を持っていたのか。彼らの国家指導者層にたいする認識には、2つの特徴がある。

第1に、彼らの怒りや責任追及の矛先が専ら元上官に向けられたことである。その反面、軍中央や天皇・天皇制についてなど、高次での責任追及はあまりなされていない。今回、検討した調査票では、元上官への不満・怒りを記入した者は多いが、国家指導者層の責任を指摘したものは殆どなかった。天皇・天皇制にかんする議論もまったく見当たらない。戦争犯罪の責任は、殆どの場合、現地軍司令部のレベルで論じられるに留まっている。これには、戦犯が公然と天皇にたいする感情を表出するのにはかなりの時間がかかったという事情(前掲『スガモブリズン』170ページ)や、裁判で元上官から責任転嫁されたことへの怒りが凄まじかったことが影響していると考えられる。「上司が責任を取らなかつた事は残念に耐えません」、「士官達が裁判の時に成つて知らん／＼との一点張りで最後に無罪に成つた。昔の軍隊で我々兵隊で命令

無くして物事が出来る物でせうか」、「日本軍の上官は自分さへ良いなら他人はどうなってもかまはないと云ふ態度を取ったのは残念でした」(元陸軍伍長「戦争裁判事件調査票」年不明、元陸軍一等兵「戦争裁判事件調査票」年不明、元海軍上等兵曹「戦争裁判事件調査票」1956年)。元上官にたいする不満は極めて大きい。

第2に、日本国家の責任が、戦争責任の文脈ではなく、戦犯の待遇改善を行うべきだとする、言わば「生活保障責任」として述べられていることが多い。BC級戦犯には若年層や中年層が多く、出所後は直ちに賃金を得て生計をたてなければならない人々が多かった。しかし、戦犯への社会の風当たりは強く、彼らの就業には大きな困難が伴っていた。「私は再度の応召でしかも結果は戦犯である。従つて服役期間最低でもよいから政府より補償してもらいたい」、「戦犯者となつて外地で十年余苦しめられた我々に対する日本政府の処置はなんだ。帰国後の生活も保障せず一万円の手当(帰還手当…筆者注)で知らぬ顔。汚職する金があれば生活に苦しんで居る我々戦犯者に賠償金を刑期に応じて支払ふべきだ」(元陸軍軍曹「戦争裁判事件調査票」年不明、元陸軍上等兵「戦争裁判事件調査票」年不明)。このような要求は実に多い。

なお、この「調査票」にはスガモブリズンに在所していた旧植民地出身者が含まれていない。旧植民地出身者が戦争裁判をどのように受けとめているのか、植民地支配、戦犯の処遇をどう考えているのかは重要な調査のはずだ。オーストラリア裁判で有罪となった李(イ)鶴来(ハンネ)は「調査票」の記入を求められた記憶はないという(内海による聞き取り、2013年9月30日)。

3. 「地上の地獄」—チャンギー刑務所での虐待

李鶴来は、1947年11月7日シンガポールのオーストラリア軍事法廷で死刑の判決を受けた。泰緬鉄道の建設時に捕虜を虐待したという理由である。後に20年に減刑されて日本に送還され、スガモブリズンに収監された。釈放されたのは1957年である。

1991年8月、オーストラリア国立大学(ANU)で「泰緬鉄道に関する国際シンポジウム」が開かれた。ハンク・ネルソンとG・マコーマック

が中心となって企画したこのシンポに李鶴来が参加した。李の戦争犯罪を告発したW.ダンロップ、ダンロップの部隊のトム・ユーレンなど、泰緬鉄道の子捕虜と監視員が一堂に会したのである。(シンポの詳細はGavan McCormack and Hank Nelson, *The Burma-Thailand Railway*, Allen & Unwin, Australia 1993、日本語版は内海愛子・G.マコーマック、H.ネルソン編著『泰緬鉄道と日本の戦争責任—捕虜とロームシャと朝鮮人と』明石書店、1994年に詳しい)。

李は2つの目的を持ってシンポに参加した。1つは元捕虜への謝罪である。もう1つはシンガポールのチャンギー刑務所における虐待の報告である。なぜ、戦犯たちが頑なまでに戦争犯罪を認めようとししないのか、それを解く鍵として未決拘留時の虐待がいかに酷かったのかを報告したのである。李鶴来の戦争犯罪を告発したダンロップも知らなかったオーストラリアやイギリスによる戦後の「犯罪」だった。

このように戦犯たちは戦争裁判を法廷だけでなく逮捕、取り調べ、法廷審理、判決の一連の流れのなかで考えていた。なかでも取り調べ、通訳、弁護士の問題、監房での虐待が問題となっている。李が「地上の地獄」と「手記」に書いているシンガポールのチャンギー刑務所の虐待は特に悪名高い。李の監房の前には監禁されている十数名の仲間がいた。彼らは、毎日、毎晩殴られ、蹴られ走らされた。毎晩のように前の監房のうなり声によって、目を醒まさせられた。そして空腹。「寝ても、起きても、食物食物で、空腹と虐待で自分の身のことで一杯で、故郷のことなど考える余裕がなかった」という(李鶴来「私の手記」未刊行。巢鴨刑務所内で執筆)。

チャンギーで旧知の鉄道小隊長樽本重治に出会った大門幸二郎は「一瞬ギョッ!とした。彼を見ただけで言葉も出ないほど、まるっきり別の世界に住んでいる人間のように感じられた」という。「頬は落ち、目も窪み、上半身裸体の広い胸も洗濯板のようにアバラ骨が一本一本読めるほど痩せこけていた」。樽本は「裁判で死刑を宣告され絞首台に上るその日まで、空腹と虐待に苦しめられるのなら、今すぐ喉に支えるまで飯を食ってひと思いに殺された方がましだよ」と、話している(大門幸二郎『シンガポール第7

号軍事法廷』そしえて、1990年、89~90ページ)。朝、庭に出されるとみんなの顔が変形しているようなこともあった。こうした暴行の結果、未決期間に2人が死亡している。死刑判決者への残虐行為は更に激しく死刑そのものよりも、この暴行を恐れて自殺した者もいた(樽本重治『ある戦犯の手記—泰緬鉄道建設と戦犯裁判』現代史料出版、1999年)。

チャンギー刑務所当局は、殺さないように冷静に計算された飢餓で収容者を苦しめた。腹いっぱい食べただけ食べさせた後、次第に量を減らしていく。最後にはインディアンビスケットと言われる10センチ四方のビスケットを3枚と3分の1、あるいは5分の1、分配する。1枚を5分の1に分けると粉々になってしまうが、その粉をどれが多いのか血走った目で眺める戦犯たち。また、飯盒の底を内側から叩いて尖らせる者もいた。少しでもお茶や「どろんこ」と呼ばれた澱粉をといた汁や飯が多く入るように工夫したのである。中には飯盒が立たないほど底をぼこぼこにした者もいた。

こうした処遇は容疑者たちが戦争犯罪を考え、裁判に備えることを不可能にしていた。裁判どころではない。暴行から身を守り、飢えに苦しみながら法廷に出た容疑者たちは、「犯罪」そのものを冷静に考えるのではなく、虐待の「被害体験」から裁判批判に向かったのである。こうした戦犯の手記が私家版を含めて刊行されてきた。

おわりに

「はじめに」で述べた2つの観点—「日本の戦争のあり様」と連合国の「裁き」—に即しながら本論の内容をまとめておきたい。

戦犯の議論が改めて示唆するのは、近代日本における国際法の解釈と運用、とりわけ捕虜政策の欠陥が、いかに深刻なものであったかである。多くの戦犯が、「なぜこれが戦争犯罪になるのか」と憤りを記している。こうした憤りは、日本軍が国際法教育を軽んじた結果、多くの将兵が「戦争犯罪とは何か」を考える基準を持ち合わせていなかったことや、国際法とかけ離れた軍隊内の規範(典型は「戦陣訓」である)が絶対化されていたことを傍証するものだとい

えよう。日本軍の国際法運用に重大な欠陥があったことは、多くの研究が指摘するところである（藤田久一『戦争犯罪とは何か』岩波新書、1995年、藤原彰『天皇の軍隊と日中戦争』大月書店、2006年、内海愛子『日本軍の捕虜政策』青木書店、2005年など）。軍事裁判とは如何なるものか、この点も一部の関係者を除いて十分な知識が共有されていなかったのではないか。彼らの言説は、国際法や軍法務といった、基礎的な問題がないがしろにされた事実、ひいては、日本の戦争が有した極めて危険な一側面を照らし出すものである。

「連合国の裁き」についても重要な論点が浮かび上がる。戦犯が裁判に拒否反応を示す理由の一つに、収容中に受けた虐待がある。彼らは連合国の審理を法廷の外で行われた虐待と一体のものとして捉えており、収監中の虐待は、戦犯が裁判と向き合う契機を奪うものであった。

一方、裁判が戦犯に自己変革をもたらす契機になったことも重要である。裁判は、日本の軍隊における不条理や絶対化された秩序を、彼らが批判的に考察するきっかけとなったのである。日本軍への疑問から、平和意識や反軍意識を抱く者も現れたが、これは裁判の「効果」の一つであったといつてよい。だが、元上官の責任追及や生活保障の要求が優先されるなかで、天皇や天皇制など日本国家の責任にまで踏み込んでいくことにはほとんどならなかった。裁判は、戦犯が自身の立場から一換言すれば身近な問題から一戦争責任を考えるきっかけをつくる場となったが、国家レベルでの戦争責任を考えさせる場には、必ずしもなっていなかったのである。このような戦犯の議論は、裁判記録には「記録」されない裁きの特徴や問題点をも浮かび上がらせるものであった。

最後に今後の課題について述べたい。戦争裁判の研究には多くの課題が残されている。その1つに、日本社会がどのように裁判像を形成したのか、そこにはどのような問題点があったのかの検証がある。例えば、自らの戦争犯罪を問ひ、侵略戦争に加担していった責任を論じていた戦犯たちもいたということが、日本社会で十分に認知されなかったのはなぜか。後に彼らがまとめた手記集『壁あつき部屋—巣鴨BC級戦犯の人生記』（理論編集部編、理論社、1953年）に

はこうした視点が据えられていた。「不当な裁判の犠牲者」の主張に留まらず、侵略戦争に協力し、アジアへの加害者でもあった自らの戦争犯罪を考えたのである。

植民地出身者の問題も重要である。植民地出身の軍属（捕虜監視員）や通訳のなかには極刑を執行された者もいる。刑死した朝鮮人将兵23人のうち将校1人、軍属14人、通訳8人だった。植民地出身者が「二等兵」よりも厳しい裁きを受けていた。そうした認識を欠落させた裁判論を、植民地責任の観点から検討してゆく必要がある。

これまで元戦犯の裁判への考え方や記憶の記録化は、日本では充分に行われてこなかった。何がどう裁かれたのか、彼らの体験を日本社会がどのように受けとめたのか。5700人の戦犯の体験を歴史の中で捉え直していく作業が必要である。再び戦争犯罪人を作り出さないために。

付記：本稿は、ティム・マコーマック・メルボルン大学教授を中心とする研究プロジェクトの成果をまとめた論文集（題名・刊行時期未定）への寄稿原稿「BC級戦犯の『戦後』—戦犯たちはオーストラリア裁判をどう受け止めたのか」（刊行時に英訳される）を、大幅に加筆・修正したものである。